

令和6年度第5回中小企業・小規模企業振興会議 事前質問・意見一覧表

事前に送付した資料（中小企業・小規模企業振興施策の実施状況）に対して、以下のとおり質問・意見が寄せられておりますので、回答と併せて報告いたします。

○ 基本方針別の質問・意見件数（総括表）

基本方針	質問数	意見数	掲載ページ
基本方針(1) 経営基盤の強化の促進を図ること。	2	2	P 2 - 3
基本方針(2) 地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。	2	5	P 4 - 6
基本方針(3) 販路拡大の促進を図ること。	0	1	P 7
基本方針(4) 人材の確保及び育成を支援すること。	2	5	P 8 - 10
基本方針(5) 事業承継の円滑化を図ること。	0	0	—
基本方針(6) 資金の供給の円滑化を図ること。	1	1	P11
基本方針(7) 地産地消等の推進による本市経済の循環の促進を図ること。	0	0	—
基本方針(8) 中小企業者相互間又は中小企業者と中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との間での連携及び協力の促進を図ること。	0	0	—
合 計	7	14	

基本方針(1) 経営基盤の強化の促進を図ること。

1	事業名	事業所等における事業継続計画（BCP）の策定支援事業	資料2の ページ番号	P10
	内 容 ■意見 □質問	BCPの必要性等周知はすでにおおよそできていると思います。ただ、日常の実務に加え自分たちで策定するのはなかなか難しい側面があると感じており、専門の方々を銀行などから紹介いただくもそこまでお金をかけるのはという気持ちもあり、いまだ策定に至っていない自分の状況も踏まえ、策定のプロに依頼する際の助成金が活用できればもっと策定する事業所が増える可能性があると考えます。よって、セミナーではなく策定支援に向けた内容もご検討いただきたいです。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ 市内企業におけるBCPの認知度は未だ低いものと認識しており、今年度は昨年度の意見を踏まえ、セミナーの開催にあたり策定事例を盛り込むことで、より効果的に策定促進を図ってまいりたいと考えております。 また、策定経費の助成制度につきましては、現在、市内事業所におけるBCPの認知・策定状況にかかるアンケート調査を実施しておりますので、アンケート結果を踏まえ、現状とニーズを把握し、他自治体の事例を参考に検討してまいります。		
2	事業名	事業所等における事業継続計画（BCP）の策定支援事業	資料2の ページ番号	P10
	内 容 ■意見 □質問	時にはBCPが必須な事業体（情報・通信、介護事業所や金融・保険業等）にフォーカスをあてた策定や運営（既に存在する業種が多いと思うが）のセミナーも現実的でないのではないかと。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ 令和6年4月より策定が義務付けられた介護施設・事業所におけるBCPについては、厚生労働省よりひな形や作成にかかる解説動画が示されております。また、策定の義務付け自体は令和3年度の介護報酬改定で示されており、令和6年4月までの経過措置がとられていたことから、八戸市介護保険課において、策定義務化の周知及び事業所への運営指導等により支援をしてまいりました。 業種別にフォーカスをあてたセミナーの開催につきましては、現在実施しているBCPの認知・策定状況にかかるアンケート結果により、ニーズを捉えて検討してまいります。		
3	事業名	先端設備等導入計画の認定に関する事務	資料2の ページ番号	P12
	内 容 □意見 ■質問	賃上げ方針を従業員に表明したか否かの判断はどのようになさっているのでしょうか。また、実際に賃上げしたかどうかではなく、「方針の表明」の有無によって特例内容が変わるのはなぜでしょうか。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ 本計画の認定は、国の「先端設備等導入制度」を受け、中小企業等経営強化法に基づき認定を行っているものであり、賃上げ方針の表明は、認定申請書において賃上げ方針について記載した上、所定の様式に沿ってその旨を従業員に表明したことを証する書面を提出いただいております。この書面において、表明を受けた従業員の代表者の署名（記名・押印も可）を確認しております。 また、先端設備等導入計画は、「これから行う設備投資」を通じて生産性を高める計画を策定したものであるため、計画認定前の賃上げは計画認定の判断材料とならないため、本課税特例は「方針の表明」によって適用されることとなります。		

4	事業名	先端設備等導入計画の認定に関する事務	資料2の ページ番号	P12
	内 容 □意見 ■質問	先端設備等とは対象設備の①～⑦でしょうか。 賃上げの方針の表明には具体的な「賃上げ表明書」(労使合意)が必要でしょうか。 「生産性の向上」には従業員のエンゲージメントを高める施策も含まれると思うが福利厚生的な器具備品、設備も含まれるのでしょうか。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ 先端設備等導入計画における先端設備等（対象設備）となるのは①～⑦です。 賃上げ方針の表明は、認定申請書において賃上げ方針について記載した上、所定の様式に沿ってその旨を従業員に表明したことを証する書面を提出いただき、この書面において、表明を受けた従業員の代表者の署名（記名・押印も可）を確認しております。 先端設備等導入計画における生産性とは、認定基準に示す「労働生産性」のことであり、労働生産性は以下の算式によって算定したものです。 労働生産性＝（営業利益＋人件費＋会計上の減価償却費）÷ ※労働投入量 ※労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間 労働生産性が年率3%以上向上するような設備等であれば、認定経営革新等支援機関の事前確認を受けた上で、計画に含めることは可能と考えております。		

基本方針(2) 地域資源及び産業基盤を生かし、経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。

5	事業名	産学官共同研究開発支援事業 【八戸圏域連携中枢都市圏事業】	資料2の ページ番号	P17
	内 容 ■意見 □質問	市内中小企業でも他の企業（大手企業も含め）のシーズ等を利用した研究開発も行われている。地元の他社への波及効果や有益な研究に対してはこの事業の「学官」に加え「シーズ保有の産」を加えてもいいのではないかな。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ 本事業は、大学や公設試験研究機関が保有する技術シーズの活用による地域企業の技術の高度化や新商品開発を促進することを目的に実施しているものであります。 御意見のとおり、「シーズ保有の産」については、大学や公設研究機関の部分に代えて同様の目的を果たすことは可能と見込まれますが、一方で、シーズ保有企業からの一方的な技術提供であるケースは補助対象に馴染まないものと考えられます。		
6	事業名	企業連携促進事業【八戸圏域連携中枢都市圏事業】	資料2の ページ番号	P18
	内 容 ■意見 □質問	「企業連携サロン」ですので、テーマの提供者と参加者との談話（意見交換）の場やテーマを決めたワークショップ的な取り組みはできないでしょうか。 テーマに対する参加者の想いが吸い上げられる場が理想だと思いますが。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ 本事業による「企業連携交流サロン」におきましては、地域企業、企業支援者、関係機関等の交流を図ることを目的として、パネラー及び希望する参加者を対象とした交流会をサロン終了後に開催しており、パネラーと参加者との意見交換は、サロンの中の質疑応答又は上記交流会において行っていただくこととしております。 一方で、テーマの性質によっては、従来のパネルディスカッション形式に比べてワークショップ形式が馴染む場合もあると考えられますので、ワークショップの開催という御提案につきましては、その時々テーマの性質を踏まえて検討してまいります。		
7	事業名	青森県・八戸市連携融資制度保証料補給事業（創業）	資料2の ページ番号	P20
	内 容 ■意見 □質問	「市内に有する事業所が唯一のものであること。」とあるが、制度の使い勝手を考慮し、市内に住所若しくは市内で創業することで対象にしてはどうでしょうか。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ 県内他市町村の例を見ますと、「市内に有する事業所が唯一のものであること。」という厳しい条件を設けている例は無いように見受けられます。 条件緩和につきまして、市の保証料補給額や融資の状況、他自治体の状況聞き取り、金融機関等との意見交換を踏まえて、検討してまいります。		

8	事業名	はちのへ創業・事業承継サポートセンター運営事業 【八戸圏域連携中枢都市圏事業】	資料2の ページ番号	P21
	内 容 □意見 ■質問	令和4年度まで開催されていた「はちのへ女性創業スクール」について、昨年度から開催されていないようだが、今後の開催予定についてはどのような状況か。（質問者自身がスクールの受講を経て、8サポでの支援を受け、創業に至った経緯があり、「女性のための」という特化した形での支援が、社会における女性の活躍をさらに促すものとして、たいへん意義のある企画と認識しています。）		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ ご質問の「はちのへ女性創業スクール」につきましては、八戸商工会議所が主体となって実施している事業であり、今後の開催予定については未定と伺っております。 なお、はちのへ創業・事業承継サポートセンターとしましては、これまで運営協力及び当該スクール受講後の個別相談対応等による支援を行ってまいりましたので、今後当該スクールが開催される際は引き続き連携して支援してまいります。		
9	事業名	中心商店街空き店舗・空き床解消事業	資料2の ページ番号	P23
	内 容 ■意見 □質問	八戸市の空き店舗問題が深刻な状況において予算規模3件3百万円を増枠のうえ空き店舗解消に努めたほうが良いのではないのでしょうか。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課 中心市街地活性化グループ 「中心街商店街空き店舗・空き床解消事業補助金」は、近年の補助実績に照らして年間3件の予算額を確保しております。また、年度途中において予算額を超えるニーズがある場合には補正予算で対応したいと考えております。 また、現在の空き店舗状況の解消が進んでいない原因として、フロアの広さや業種といった点で貸す側と出店希望者側でギャップが生じていることも要因として考えられ、現行の出店希望者に対する初動支援としての補助に加え、こうしたギャップを解消するための対策が必要であると考えております。 現在、中小企業基盤整備機構のサポート制度を活用しながら、市、商工会議所、まちづくり八戸の関係者で、上記ギャップの解消に向けた新たな空き店舗対策の検討を行っているところであります。		

10	事業名	中心商店街空き店舗・空き床解消事業	資料2の ページ番号	P23
	内 容 □意見 ■質問	面積や業種により改装等の経費はかなり変わりますが、上限1,000千円は実情に合っているのでしょうか。価格高騰の折、上限について少し疑問でした。また、6年度6月末時点で相談4件に対し交付決定0件というのは、中心商店街の活性化が強く望まれている中で、審査基準が厳しすぎるなどということはないのでしょうか。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課 中心市街地活性化グループ 委員御指摘の点につきましては、今後、申請者から聴き取りを行うなど、実態の把握に努めたいと考えております。 今年度の相談件数と交付決定件数の差については、相談の段階で補助要件を満たしていないことから申請に至っていないものであり、具体的には、中心市街地エリア内の移転であるケース、夜間のみの営業を希望しており営業時間の制限に合致しないケース、相談時点で既に着工が予定されておりスケジュール的に制度利用を見送るケースなどがありました。 なお、補助金については、申請後、補助要件を満たしている場合に、中心市街地活性化協議会、八戸商工会議所、商店街関係者、建築士、税理士の5名で構成する審査委員会で審査を行い、一定の点数以上となった方を交付決定としており、直近5年（令和元年度～5年度）の実績では、14件の交付申請に対し14件の交付決定となっております。		
11	事業名	地球温暖化対策理解促進事業	資料2の ページ番号	P24
	内 容 ■意見 □質問	中小企業（一般家庭含み）に対する「環境問題からのCNの重要性の認識」や「CN対応新技術の紹介と共有」等の啓蒙活動も実施してほしい。「八戸ゼロエミ協議会」も企業として積極的に連携が可能。		
	回 答	担当：市民環境部 環境政策課 環境政策推進グループ 現在、市内の大学等学術機関と連携し、将来のカーボンニュートラル達成に資する人材育成等を目的とした啓発方法について協議を重ねているところです。 この中で、最新技術に関する講座の開設や、特に市内の沿岸部に立地する各企業の協力を得た研修会を実施できないかという意見も出ていることから、御提案のように、是非とも連携を深めさせていただければと考えております。		

基本方針(3) 販路拡大の促進を図ること。

12	事業名	農業新ブランド育成事業	資料2の ページ番号	P30
	内 容 ■意見 □質問	個人的にですが、八戸いちごを食べてみたいと思いながらどこで売っているかよくわからず口にしないまま数年経ってしまいました。マルシェなど一時的なイベントですとタイミングが合わなければ行く機会が無いため、生産者とバイヤーを繋ぎ日頃から地元スーパー等で流通させられるようなビジネス的販路拡大の支援のようなことはできないのでしょうか。		
	回 答	担当：農林水産部 農業経営振興センター 経営支援グループ 八戸いちごにつきましては、生産者が八戸苺生産組合、農協もしくは直接中央卸売市場へ出荷し、そこから地元のスーパー等へ販売され、主に市内及び県内で消費されております。 ただし高齢化等による担い手の減少等により生産者・生産量が減少していること、収穫時期についても気候状況に左右されること等により、年間を通して一定量の流通が難しい状況にあります。 引き続き国及び県等関係団体と連携し生産者の支援を行うとともに、いただいたご意見を参考に、八戸いちごのブランド化の推進、消費拡大に向け事業実施に努めてまいります。		

基本方針(4) 人材の確保及び育成を支援すること。

13	事業名	(新規事業の提案)	資料2の ページ番号	—
	内 容 ■意見 □質問	20代の結婚適齢期女性の東京圏への転出超過が、人口の社会減、婚姻数減、出生数の激減など、少子化の真因であるとする分析がある(参照資料:天野馨南子『まちがいだらけの少子化対策』)。これまで当該世代女性の雇用例が少なかった企業が、新たに女性採用計画を立てる場合に、採用活動に伴って発生する費用や、情報発信のための企業HP更新、職場環境を整備する際の費用、また雇用奨励金など、助成制度を設けることはできないか。(ex. 女性の活躍推進助成金(ジョカツ!)など)		
14	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ 例で挙げられている「女性の活躍推進助成金」は、(公財)東京しごと財団が実施する女性雇用促進施設(トイレ、更衣室、ベビールーム等)の整備に要する経費を補助する制度であります。 御意見のとおり、人口減少防止のためには若者や女性が地元に残る環境づくりが重要であることから、市では今年度に行っている中小企業向け助成制度を定めた「中小企業振興条例」の見直しの中で、女性雇用促進施設などの整備に要する経費の助成制度の創設を検討してまいります。		
	事業名	いきいきとしたデジタル社会推進事業	資料2の ページ番号	P34
14	内 容 ■意見 □質問	デジタルに強い「Z世代」は社会問題への意識も高く、地域の次世代を担う有能な人材。人材の確保には地元IT企業(その他の企業も含め)との共有の場が必要と思われる。 例えば、IT企業若手と若い世代(高校、高専、大学等)とが気軽にテーマや問題点、新しい技術の情報収集や取得が可能な「コミュニティ」があればよいと感じる。		
	回 答	担当：総務部 情報政策課 デジタル推進室 本事業では、ワークショップを令和5年度に計4回開催しておりますが、総称を「Tech Buddies Hachinohe(テクノロジーをともにする八戸の仲間)」とし、市内の学生と若手IT人材とでディスカッションを行い、八戸市におけるデジタル社会の将来像を探るものや、20～30代のIT技術者及びITサービス従事者を対象にデジタル社会の推進策や事業者間連携を議論するアイデアソンを盛り込んでいます。 このワークショップについては、参加者アンケートによれば、満足度が非常に高いことから、令和6年度も継続・拡充する方向で実施予定であり、今後も、IT企業若手と若い世代(高校、高専、大学等)が気軽に参加し、地域課題の解決や新しい技術の情報共有等に繋がるような「コミュニティ」の形成に向けた事業の展開を研究してまいります。		

15	事業名	いきいきとしたデジタル社会推進事業	資料2の ページ番号	P34
	内 容 □意見 ■質問	③の認知度調査の結果は、サイト掲載等で公表されているのでしょうか。 結果を見てみたい。		
	回 答	担当：総務部 情報政策課 デジタル推進室 認知度調査の結果につきましては、下記のサイト内で公表しております。 サイト名： Tech Buddies Hachinohe アドレス： https://8nohe-ikiikidx.jp/		
16	事業名	求人・求職情報無料ウェブサイト運営事業 【八戸圏域連携中枢都市圏事業】	資料2の ページ番号	P38
	内 容 □意見 ■質問	2018年より、国を先導として、副業活用促進がすすめられましたが、人手不足解消として、雇用という観点ではなく、副業・兼業活用による業務委託やギグワークの推進等を狙ったマッチングサイトの検討はありますか。そういったニーズは寄せられているのでしょうか。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 産業労政課 雇用支援対策グループ 市では、企業の人材確保と求職者の早期就職を支援するため、八戸市無料職業紹介所を開設しており、当事業の一環として、求人・求職情報無ウェブサイト「八戸都市圏ジョブ市場」を運営しております。 ご質問の副業・兼業活用による委託業務やギグワークについて、現在、当市の窓口等における対応の中で、問い合わせや要望は寄せられておらず、マッチングサイトの検討は現時点では行っておりません。 なお、副業・兼業については、青森県が設置する「プロフェッショナル人材戦略拠点」において、企業に従事しながら業務委託等で地方の中小企業の経営課題を解決できる「副業・兼業プロフェッショナル人材」のマッチングサポートに取り組んでおり、当拠点と連携する中で、当市においても成約実績があると伺っておりますので、引き続き、関係機関と連携しながら、人材確保のための取組を進めてまいります。		
17	事業名	地元企業ファンづくりプロジェクト事業	資料2の ページ番号	P39
	内 容 ■意見 □質問	多様な行政（県、教育委員会等）や支援機関（雇用対策協議会、振興センター等）や各学校での包括的な情報交換の場（横の連係）や各種機関の横断的な大きなイベント「地元企業ファンフェア」等の実施はいかがでしょうか。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 産業労政課 企業誘致推進グループ 今回のご意見は若者の地元定着、企業の人材確保のための新たな取組の提案と拝察いたしました。提案内容の取組として、令和6年度、青森県において産学官の連携により若者の県内定着を促進することを目的に、「あおり人材育成・県内定着促進協議会」を設立し、県内の大学、産業団体と意見交換を開催しており、当市もオブザーバーとして参加し、その取組を注視しております。また市では本事業とは別のものとして、産学官連携事業として、市内の企業の人材ニーズ調査を実施する予定としております。		

18	事業名	若年者・離職者対策事業	資料2の ページ番号	P40
	内 容 ■意見 □質問	人手不足に伴い企業での同期入社社員数が減少しているため、悩み事や想いを同期社員と共有が出来ず、離職につながるケースも多いかもしれない。そのような場合への対応として企業間での「同期入社社員の横の繋がり（コミュニティ）」の必要性を感じる。 「共有の場」の提供でのコミュニティの運営等、若年者に積極的に関わる機会の提供は有効と感じる。若年者に「責任と権限」をあてる場が必要では。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 産業労政課 雇用支援対策グループ 若年者・離職者対策事業では、新入・若手社員の仕事への意識を高め能力を向上させることで、職場への定着を促すためのセミナーを平成22年度から毎年実施しており、今年度も10月29、30日に開催を予定しております。 セミナーには毎年様々な業種の企業から40～60名の新入・若手社員の参加があり、グループディスカッション等を通して他社の同世代の社員と接する機会ともなっております。 セミナー参加者へのアンケートで他社の社員と交流できたことが有意義だったという意見もあることから、市では今後も若年者の職場への定着に向けたセミナーを開催するとともに、参加者には他社の社員との交流の場として活用していただきたいと考えております。		
19	事業名	労働環境普及・啓発事業	資料1の ページ番号	P47
	内 容 ■意見 □質問	令和5年度の事業実績を拝見すると受け身に感じるため、せっかくデータやチラシ・ポスターを作成するのであれば、SNSでの発信や事業所へダイレクトに届くようなチラシ配布の方法など、能動的な周知により効果を高めていただきたいです。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 産業労政課 雇用支援対策グループ 労働環境普及・啓発事業については、現在、青森労働局等からの依頼を受けて、国の施策の普及・啓発のための周知活動を行っており、周知依頼の内容は、普及・啓発の促進月間などに合わせて作成されたチラシやポスターといった紙媒体の設置・掲示や広報紙への掲載となっております。 市では、関係機関からの依頼内容に応じた周知活動を行ってきておりますが、周知媒体のデータによる提供依頼や関係団体を通じた周知、市SNSの活用など、各種施策の情報が必要な方に届くよう、周知活動に努めてまいります。		

基本方針(5) 事業承継の円滑化を図ること。

→ 意見なし

基本方針(6) 資金の供給の円滑化を図ること。

20	事業名	中小企業特別保証制度保証料補助事業	資料2の ページ番号	P58
	内 容 ■意見 □質問	①小口、②小口零細について、小規模・零細企業の利用が大半を占めるが、融資期間7年では返済負担が重くなる事業者もあり、10年へ拡充することで利便性が向上するのではないのでしょうか。 また、③商工業設備についても同様の理由で15年へ拡充できないのでしょうか。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ 青森県融資制度『「青森新時代」への架け橋資金』を見ますと、運転資金については融資期間10年、設備資金については融資期間15年が基本となっています。一方、県内他市町村の例を見てみますと、融資期間が7年と10年が混在している状況です。 融資期間につきまして、市の保証料補給額や融資の状況、他自治体の状況聞き取り、金融機関等との意見交換を踏まえて、検討してまいります。		
21	事業名	青森県・八戸市連携融資制度保証料補給事業 (賃金引き上げ、物流の2024問題の解決)	資料2の ページ番号	P69 , 70
	内 容 □意見 ■質問	融資限度額2億8千万円のところ、融資額1,000万円以内、融資期間10年以内という融資利用条件は実情に即しているのでしょうか。		
	回 答	担当：商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ 森県融資制度『「青森新時代」への架け橋資金』の賃金引き上げ枠及び物流2024問題解決枠については、融資限度額2億8千万円（信用保証料補助対象限度額は5千万円）、融資期間は運転資金10年以内、設備資金15年以内となっており、その内、融資限度額1千万円、融資期間10年以内の条件を満たした場合は、市の信用保証料補助を受けることができます。 当枠につきましては、県が2024年度から新設したものであり、今後、市の保証料補給額や融資の状況、他自治体の状況聞き取り、金融機関等との意見交換を踏まえて、検討してまいります。		

基本方針(7) 地産地消等の推進による本市経済の循環の促進を図ること。

→ 意見なし

基本方針(8) 中小企業者相互間又は中小企業者と中小企業関係団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民との間での連携及び協力の促進を図ること。

→ 意見なし